

小松基地爆音差止訴訟の勝利を求め、在日米軍再編による 爆音被害増大に反対する決議

- 1 小松基地は日本海側の航空自衛隊基地として北朝鮮や中国などとの戦闘開始の際には前線基地のひとつとして位置づけられ、主として自衛隊機によって、また日米合同訓練時には米軍機も加わって、基地を利用した戦闘訓練が行われてきている。
- 2 小松基地を離着陸する自衛隊機などの激しい爆音は、基地周辺住民らの「平和で静かな空」を奪い、日常生活への障害にとどまらず精神的・身体的被害をも引き起こしている。ところが、アメリカの全地球規模での先制攻撃戦略を可能とする在日米軍再編が新たな日米協力の一環として押し進められる中、嘉手納基地所属の米軍機の訓練を小松基地にも移転することが計画されており、その被害はよりいっそう甚大なものとなることが予想されている。
- 3 小松基地周辺住民らは1975年から数次にわたって国を被告とし、自衛隊や在日米軍が日本国憲法9条に違反することを前面にかかげながら、さらに平和的生存権、人格権、環境権の侵害やいわゆる「10・4協定」違反なども根拠として、爆音の差止と損害賠償を求める訴訟を闘ってきた。現在それは、第3、4次訴訟として原告数約1800名の規模によって遂行され、2002年3月に金沢地方裁判所は差止請求を棄却しつつも国に損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。双方がこれに控訴し、去る10月2日に名古屋高等裁判所金沢支部での控訴審が結審した。判決は2007年4月に予定されている。
- 4 言うまでもなく、日本国憲法は戦争・戦力の恒久的放棄を宣言している。自衛隊や在日米軍はこれに反しており、小松基地周辺住民がこれら違憲の自衛隊機や米軍機の発する爆音にさらされること自体がわが憲法下であってはならないことである。さらに、これらの自衛隊機や米軍機の戦闘訓練は、日本とアジア諸国との緊張関係を高め、相互信頼関係の構築を阻んでいる。そもそも軍事力によって平和を維持できるという考え方自体に限界があることは、イラク戦争などによってさらに明白なものとなっている。そうであれば、小松基地周辺住民らがこれら爆音による多大な被害を甘受すべき理由は全くない。
- 5 私たちは、小松基地周辺住民らが「平和で静かな空」のもとでの生活を営めるように、名古屋高等裁判所金沢支部が来るべき判決において国に自衛隊機や米軍機の発する爆音の差止等を命ずること、国が、判決を待つことなく、在日米軍再編の見直しを含めて爆音被害の根本的な解決と住民らの被害救済を行うこと、あわせて、国が小松基地にとどまらず日本国内のあらゆる基地周辺住民らの基地公害被害を解決・救済するための必要な措置を直ちにとることを、ここに強く求める。

2006年10月23日

自由法曹団2006年総会